## S45.7.15

## 昭和40(行ツ)100

実際の判決書 (決定書)	ウェブサイト	頁	行
取戻請求権自体は	取房請求権自体は	7	14
払渡をするか <u>否</u> かを	払渡をするか <u>杏</u> かを	7	17
といわなければなら <u>ず</u> 、	といわなければなら <u>す</u> 、	13	7